

株式会社ケイハイ 一般事業主行動計画

当社は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、社員が仕事と家庭・子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるために、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

2. 内 容

(1) 所定外労働削減のための措置の実施

目 標 時差勤務メニューを制度化し規定する

- ・ 制度の詳細に関する検討を行う
- ・ 就業規則の変更を行う

目 標 所定時間外労働時間の時間単位代休付与を制度化し規定する

- ・ 制度の詳細に関する検討を行う
- ・ 就業規則の変更を行う

(2) 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

目 標 年次有給休暇の半日単位での付与を制度化し規定する

<対策>

- ・ 制度の詳細に関する検討を行う
- ・ 就業規則の変更を行う

以 上